

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則(平成二十七年五月二七日法律第二
九号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。